

## 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る取組について

介護職員処遇改善加算拡充後におけるキャリアアップ表に基づき保有資格、勤続年数、業務スキル表にて定める手当を毎月支給する。また、年に数回の面談を取り入れたり、毎日の朝礼時に各業務のミニレクチャーを実施したりしてレベルアップを目指す。

スキルアップ表については年 3 回の評価を行い他部署の意見も取り入れ多角的な観点、意見を反映できる取組を実施する。支給額については介護職員常勤 1 に対して毎月 ¥25,000 を臨時介護手当として支給。保有資格毎に奨励手当（¥1,000～¥10,000）、資格手当を支給。

また新たにリーダーの職位を作り上長と一般職員の調整を行ったり、業務改善に積極的に取り組む環境の醸成に努める。職員の働き甲斐、業務改善の意見等を取り入れるため、家族等からの感謝の手紙、口頭の謝意等は朝礼、各会議等で周知、タイムカード打刻場所に「気づいちゃったポスト」を設置し広く意見を収集する。

### その他の取組

- ・働きながら介護福祉士の資格を取得しようとするものに対し、学費の補助、通学日の出勤扱いを実施。
- ・子育て、家族介護の支援（産休、育休の積極的な取得を推奨、グループ内託児所の利用、時間短縮勤務や勤務時間の変更等話し合いにより家庭環境に合わせた環境を作る）
- ・非正規職員から正規職員への転換の実施。
- ・定年退職後の再雇用、高齢者の雇用により高齢者の活躍の場、長年培った知識の活用を現場で活かせるようにする。
- ・月 1 回介護会、通りハ会議を開催し業務内容の再確認、業務改善等のミーティングを行い、職員の気づきを重視し職場内のコミュニケーションの円滑化に務める。